

栃窪沢筋外CM業務委託（砂防施設） 公募型プロポーザル方式募集要領

1 目的

この要領は、栃窪沢筋外CM(コンストラクション・マネジメント)業務において、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により受注候補者を募集、決定する際の手続きについて、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

栃窪沢筋外CM業務委託（砂防施設）

(2) 業務内容

栃窪沢筋外の砂防事業の施行にあたり、基本計画、設計業務監理、関係機関等調整、工事発注計画、法指定の各段階におけるマネジメント（事業の最適化、関係機関との調整（住民説明会、問合せ対応を含む））を行うCM（コンストラクション・マネジメント）業務である。

(3) 履行期限

今回募集する業務は令和8年度業務に対するCM業務で、契約締結の日から令和9年3月31日まで履行する業務である。

(4) 業務の規模

本業務は、概算額で110百万円（消費税込み）程度を想定している。

見積書（様式8）の作成に当たって、業務委託料の構成は、福島県土木部設計業務等標準積算基準（令和8年1月23日一部改定）に基づくものとし、その他原価は直接人件費に割合（25%）を乗じた額、一般管理費等は直接人件費と直接経費、間接原価の和に割合（35%）を乗じた額とする。

なお、業務規模が想定と大きくかけ離れている場合には、無効とする。

(5) 担当技術者の人数は、2人（常駐）とする。

3 参加資格

技術提案書を提出する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 評価基準日(令和8年4月10日(金)技術提案書の提出期限の日)に福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。

(3) 評価基準日(令和8年4月10日(金)技術提案書の提出期限の日)において、福島県建設工事等請負有資格業者名簿の発注種別が土木設計に登録されていること。

(4) 建設コンサルタント登録規程による「河川、砂防及び海岸・海洋部門」の建設コンサ

ルタント登録を受けている者であること。

(5) 管理技術者は、技術士資格（総合技術監理部門「建設—河川、砂防及び海岸・海洋科目」又は建設部門「河川、砂防及び海岸・海洋科目」）を有すること。

(6) 設計共同体（当該業務を共同連帯して行うことを目的に2以上の者が構成員となって結成した共同体。以下同じ。）である場合、次のア～オに掲げる要件をすべて満たしている者であること。

ア 構成員の数が担当技術者の数を超えない者であること。

イ 各構成員は、担当技術者を1名以上配置すること。

ウ 代表構成員が上記(1)～(4)に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

また、その他の構成員は上記(1)～(3)に掲げた要件を満たしている者であること。

エ 別紙1に示された栃窪沢筋外CM業務委託（砂防施設）□□□□△△△設計共同体協定書により設計共同体の協定書を締結している者であること。

オ 構成員の分担業務が、業務の内容により栃窪沢筋外CM業務委託（砂防施設）□□□□△△△設計共同体協定書において明らかな者であること。

カ 構成員において決定された代表者が、栃窪沢筋外CM業務委託（砂防施設）□□□□△△△設計共同体協定書において明らかな者であること。

4 業務仕様

別紙特記仕様書（案）のとおりとする。

なお、具体的な手法（新技術や追加検討項目を含む。）については、技術提案書の特定後に提案内容を反映して決定し特記仕様書を作成する。

5 特定テーマ

本業務において技術提案を求めるテーマは次の事項とする。

(1) 特定テーマ

「砂防施設整備事業及び新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所の法指定を推進するため、複数箇所の事業を確実かつ円滑に執行する工程等管理方法及びバックオフィス体制の提案」

〈課題〉

・砂防施設の早期完成を実現するために、各段階におけるマネジメントにより事業の効率化・最適化を行い、事業全体の推進を図る必要がある。特に、新川・宮川浸水対策事業との事業間調整や法指定との整合については、地元や関係機関を含む適切な対応と包括的な進捗管理が求められる。

・「新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所」の法指定を計画的に行うため、土砂災害警戒区域等指定事務の手引きに基づき豊富な経験や知識による手続きの確実な履行及び住民説明会等を含む地元や関係機関との調整力・対応力が求められる。

6 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、判断基準及び配点は、別表1 公募型プロポーザル方式評価項目及び評価基準表のとおりとする。

7 募集要領等の入手方法

募集要領及び必要な様式等については、福島県いわき建設事務所のホームページからダウンロードして下さい。

なお、いわき建設事務所の窓口又は郵送等での配布は行いません。

(1) 募集要領等の閲覧期間

ホームページ：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41380a/>

閲覧期間：令和8年3月18日（水）から令和8年3月31日（火）までとする。

8 不明な点がある場合の質疑について

(1) 質問書（様式2）の提出期限並びに提出先及び方法

質疑事項がある場合は、質問書（様式2）を用い、令和8年3月24日（火）17時までに、下記に電子メールで提出すること。なお、必ず電話で着信確認をすること。

〒970-8026 いわき市平字梅本15番地
福島県いわき建設事務所 事業部 河川砂防課
電話番号：0246-24-6126
電子メール：iwaki.ken@pref.fukushima.lg.jp

(2) 質問書に対する回答期限及び回答方法

令和8年3月27日（金）までに回答書（様式3）を福島県いわき建設事務所ホームページに掲載する。

9 技術提案書の提出について

技術提案書に参加資格の確認のための書類及び技術提案書の内容を確認するための書類を添えて提出すること。

(1) 技術提案書の様式

技術提案書の様式は次のとおりとする。

ア 公募型プロポーザル方式提出書類確認書	様式1
イ 企業実績表	様式4
ウ 業務実施体制	様式5
エ 配置技術者業務実績表（管理技術者）	様式6-1

オ 配置技術者業務実績表（担当技術者）	様式6－2
カ 業務実施方針	様式7－1
キ 特定テーマに対する技術提案	様式7－2
ク 見積書	様式8
ケ 担当技術者の所在	様式12

(2) 参加資格の確認のための書類

ア 建設コンサルタント登録規程による現況報告書の副本（直前年度終了後に提出し、その確認印を受けたもの）の写し

イ 参加資格を満たす保有資格の資格証等の写し
技術士登録証明書

ウ 設計共同体である場合、桁窪沢筋外CM業務委託（砂防施設）設計共同体協定書の写し（桁窪沢筋外CM業務委託（砂防施設）設計共同体協定書第8条第2項に基づき定める設計共同体の分担業務額に関する協定書の写しは、契約締結後7日以内に別途提出してください。）

(3) 技術提案書の内容を確認するための書類

ア 実績として記載した業務の契約書等の写し（数量や配置技術者の携わった立場等、技術提案書の内容が契約書の内容だけでは確認できない場合は、確認できるだけの書類（テクリス登録内容確認書、仕様書等の写し）も添付してください。）

イ 保有資格として記載した資格の資格証等の写し
技術士登録証明書、RCCM登録証明書

ウ 技術研鑽への取組みに記載したCPD制度の登録証、証明書又は受講証等の写し

エ 委託業務等成績評定表の写し

(4) 提出期限並びに提出先及び方法

令和8年4月10日（金）17時までに、上記8（1）に電子メールで提出すること。

なお、必ず電話で着信確認をすること。

技術提案書の提出は、1企業又は共同体で1提案とし、技術提案書を提出した設計共同体の構成員は、単独企業として技術提案書を提出することはできません。なお、提出期限以降における技術提案書の内容変更、差替え又は再提出は認めない。

(5) 技術提案書の作成について

プロポーザルは業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果品の一部又は成果品案の作成や提出を求めるものではないことに留意して技術提案書を作成すること。

また、次の内容（様式の体裁、枚数及び記載文字の大きさに関する指定）が守られていない場合、当該様式に係る評価項目を0点とする。

ア 共通事項

(ア) 上記（1）技術提案書の様式で作成すること。なお、片面使用、横書きとし、様式8を除き1様式で2枚以上の提出は認めない。

(イ) 様式4～8に記載する文字の大きさは、各様式に記載されている許容最小文字の大きさの見本以上の大きさとすること。

イ 企業実績表（様式4）

技術提案書の提出者が過去に受注した業務の実績のうち、評価対象となる実績について記載すること。

ウ 業務実施体制（様式5）

（ア）業務実施体制に記載した配置予定技術者すべて（担当技術者については主たる者1名）について、「業務実績表（様式6－1～2）」を作成すること。

（イ）学識経験者や協力事務所との技術協力もしくは再委託の予定がある場合は、相手先の名称、略歴、業務実績及び協力・委託の具体的内容を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託することはできない。

※ 業務の主たる部分とは、基本計画、設計業務監理、関係機関等調整、工事発注計画、法指定の各段階におけるマネジメントとする。

エ 配置技術者業務実績表（様式6－1～2）

（ア）配置技術者の保有資格、過去に従事した業務の実績等のうち、評価対象となる資格、実績等について記載すること。

（イ）担当技術者は複数配置が可能（様式5）であるが、評価対象とする技術者は主たる担当技術者（様式6－2）とすること。

オ 業務実施方針（様式7－1）

（ア）業務実施フロー、バックオフィス体制、業務実施手順、工程管理上の留意事項、工程計画について簡潔に記載すること。

（イ）様式の枠内に限り、文書を補完する図表、写真等を使用することも可とする。

（ウ）A4判（縦）片面1枚までとする。

カ 特定テーマに対する技術提案（様式7－2）

（ア）上記5に示した特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。

（イ）様式の枠内に限り文書を補完する図表、写真等を使用することも可とする。

（ウ）A4判（横）またはA3判（横）片面1枚までとする。

キ 見積書（様式8）

（ア）様式で行列に不足がある場合、適宜追加することができる。

（イ）本業務の実施場所等については、以下のとおりとする。

- 1) 執務室は、福島県いわき建設事務所内を予定しているが、事務所内での業務が困難な場合は、別途受注者がいわき建設事務所近傍に執務室を準備することとし、必要な経費については、別途協議のうえ設計変更にて計上する。ただし、バックオフィスの執務室についてはこの限りではない。
- 2) 庁舎を使用する場合における使用料、光熱費等については無償とする。
- 3) 作業服、安全帽、安全靴等は、受注者が用意すること。
- 4) 机、椅子は、発注者が用意する。
- 5) 事務用品及び業務に必要なパソコン等は受注者が用意すること。

（ウ）見積書（様式8）は、技術提案書を特定するための評価項目として用いるほか、業務委託料の積算の際の参考とするが、福島県の基準に単価等（人件費及び賃金、材料単価及び損料等、市場単価等）が規定されているものについては、福島県の基準に規定されている単価等を使用すること。福島県の基準に関する公表用図書は、福島県技術管理課ホームページで閲覧することができる。

また、業務委託料の積算の際の旅費交通費については、担当技術者毎に積算上の基地を設定して計上すること。なお、積算上の基地は様式12により確認する。

10 技術提案書の審査及び受注候補者の選定

次の各号の定めるところによる。

(1) 一次審査

技術提案書の審査は、上記6に定める評価基準に基づき審査し、上位3者程度をヒアリング対象者として選定する。審査結果については技術提案書の提出者全員に通知する。

(2) 二次審査

一次審査結果にヒアリングによる評価を加えた総合得点から、受注候補者1者を選定する。審査結果についてはヒアリング対象者全員に通知する。

(3) 受注候補者には、当該業務内容について、随意契約により業務を委託するための見積書の提出を求めるが、下記12の無効条項等に該当する場合（技術提案書の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む。）は、契約の締結は行わない。なお、この場合は、次点の者を受注候補者とする。

(4) 審査（ヒアリング含む）は非公開で行うが、技術提案書の審査の公平性、透明性及び客観性を期すため、各提出者の審査結果を公募型プロポーザル方式審査結果（様式10）により公表する。

11 ヒアリング

ヒアリングは、令和8年4月28日（火）を予定している。詳細は一次審査の審査結果通知により通知する。

実施方法は次のとおりとする。

- (1) ヒアリングは、技術提案書に沿って説明するものとし、新たな資料の使用は認めない。
- (2) 説明者は、業務実施体制（様式5）に記載した管理技術者として配置予定の者とし、その他担当技術者として配置予定の者（業務実施体制（様式5）に記載した、担当技術者として配置予定の者）2名も出席すること。担当技術者は、WEBによる出席を可能とする。
- (3) 説明に機器類が必要な場合、事前に上記8（1）へ連絡すること。

12 無効

次の各号のいずれか一つに該当する場合、技術提案書は無効とする。

- (1) 提出者が上記3に定める参加資格等を満たしていない場合。
- (2) 同一の者が1つの業務に2つ以上の技術提案書を提出した場合。
- (3) 技術提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。（技術提案書に参加資格の確認のための書類及び技術提案書の内容を確認するための書類が添付されてい

ない場合を含む。)

- (4) 技術提案書の作成様式及び本要領に示された条件（評価項目を0点とするなどの無効以外の取扱いが示されている条件を除く。）に適合しない場合。
- (5) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (6) 技術提案書の提出から契約までの間に、業務実施体制（様式5）に記載した管理技術者、担当技術者が本業務に携わることが困難となった場合。ただし、病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除く。
- (7) 審査委員又は関係者に技術提案書に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合。（本要領に示した質問を除く。）
- (8) ヒアリング当日に出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、ヒアリング開始時刻に到着できなかった場合を除く。

1 3 問合せ先等

問合せ先は上記8（1）に同じ。

1 4 技術提案書の取扱い

- (1) 提出した技術提案書は返却しない。
- (2) 技術提案書の作成や提出及びヒアリングに係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 技術提案書に虚偽の内容を記載し、技術提案書が無効とされた場合には、その者に対して入札参加制限措置を行うことがある。
- (4) 提出した技術提案書は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができる。
- (5) 提出した技術提案書は、提出者の技術情報保護の観点から原則非開示とするが、提出書類に虚偽の記載があった場合等は開示することができる。なお、開示する際は、技術提案書の写しを作成し使用することができる。

1 5 その他

- (1) 契約後において、業務実施体制（様式5）に記載した管理技術者は、病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除き、原則として変更することは認められない。
- (2) 受注者の責めに帰すべき事由により技術提案書に基づく履行が出来なかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約の解除、違約金、委託業務等成績評定の減点などの措置を行う場合がある。
- (3) 本公告に係る委託契約は、令和8年2月福島県議会定例会において本事業に係る予算が議決されない場合には行わない。

別紙 1

栃窪沢筋外CM業務委託（砂防施設）

□□□□△△△設計共同体協定書

（目的）

第1条 栃窪沢筋外CM業務委託（砂防施設）□□□□△△△設計共同体（以下、「共同体」という。）は、次の業務を共同連携して行うことを目的とする。

- （1）福島県いわき建設事務所発注に係る栃窪沢筋外CM業務委託（砂防施設）（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、「CM業務」という。）
- （2）前号に附帯する業務

（事務所の所在地）

第2条 共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第3条 共同体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、CM業務の委託契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 CM業務を受注することができなかつたときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、CM業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第4条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

□□□□株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

△△△株式会社

（代表者の名称）

第5条 共同体は、□□□□株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第6条 共同体の代表者は、CM業務の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者であ

る企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第7条 各構成員のCM業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務 □□□□株式会社

〇〇〇の〇〇業務 △△△株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第8条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、CM業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第9条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第10条 共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第11条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第12条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第13条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第9条に規定する共同体の責任を免れるもの

ではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第15条 構成員は、共同体がCM業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第16条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第17条 共同体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

□□□□株式会社外○者は、上記のとおり栃窪沢筋外CM業務委託(砂防施設) □□□□△△△設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和○○年○○月○○日

□□□□株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

△△△株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

栃窪沢筋外CM業務委託（砂防施設）

□□□□△△△設計共同体の分担業務額に関する協定書

福島県いわき建設事務所発注に係る栃窪沢筋外CM業務委託（砂防施設）について、栃窪沢筋外CM業務委託（砂防施設）□□□□△△△設計共同体協定書第7条第2項の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

〇〇〇の〇〇業務	□□□□株式会社	〇〇円
〇〇〇の〇〇業務	△△△株式会社	〇〇円

□□□□株式会社外〇者は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

栃窪沢筋外CM業務委託（砂防施設） □□□□△△△設計共同体

代表者 □□□□株式会社 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

△△△株式会社 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印